

## 淀川水系流域委員会殿

2007. 10. 26

佐川克弘

## 異常渇水対策検討ケースの新提案

私は異常渇水のと看、上工水であれ農水であれ維持流量であれ、取水または放流制限するときは、無差別に同率を適用するのも選択肢のひとつではないかと考え、別途河川管理者の見解を打診しています。ただし制限の対象は上工水と農水は水利権量とし、維持流量は  $70 \text{ m}^3/\text{S}$  です。

上工業についての私の試算結果は下の通りです。委員各位も検討して下さるようお願い致します。

## ◎検討条件

- ①淀川下流における上工水の水利権量は  $95.548 \text{ m}^3/\text{S}$  とする
- ②取水制限以前の平均取水量は  $60.0 \text{ m}^3/\text{S}$  とする。

ということはこの時点で、すでに水利権量に対して  $37.2\%$  「取水制限」していたことになる。

## ◎検討結果

- イ) 水位がAレベルとなって取水（放流）制限を  $43.5\%$  とすると

$$\begin{aligned} \text{上工水は} & 95.548 \times 56.5 \approx 54 \text{ m}^3/\text{S} \\ \text{維持流量は} & 70 \times 56.5 \approx 40 \end{aligned}$$

- ロ) 水位がBレベルとなり制限率を  $50\%$  とすると

$$\begin{aligned} \text{上工水は} & 95.548 \times 50 = 47.774 \\ \text{維持流量は} & 70 \times 50 = 35 \end{aligned}$$

上のように河川管理者の検討ケース（3）と比べると水位Aレベル（ $-10\%$  取水制限を想定）の維持流量放流制限量がややシビアとなるので、琵琶湖の水位はより改善されることとなります。

なお農水はここで無視しましたが、水利権量に対する取水実績は  $50\%$  以下なので全く影響しないと考えます。